銚子市立病院指定管理者募集要項

平成21年1月

銚子市

問合わせ・応募書類提出先

〒288-8601

千葉県銚子市若宮町1番地の1

銚子市行政改革推進室

電 話: 0 4 7 9 - 2 4 - 8 7 9 4 FAX: 0 4 7 9 - 2 5 - 4 0 4 4

E-mail: gyoukaku@city.choshi.chiba.jp U R L : http://www.city.choshi.chiba.jp/

目 次

1	指定管理者制度導入の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・1					
2	施設の名称等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2					
3	指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2					
4	管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2					
5	指定管理者が行う業務の内容・・・・・・・・・・・・・2					
	内科、外科、整形外科、小児科の外来・入院診療業務					
	救急医療に関する業務(二次救急医療)					
	健康診断に関する業務					
病院の施設及び設備の維持管理に関する業務						
	病院の利用に係る料金の収受に関する業務					
	手数料の徴収に関する業務					
	その他、市長が必要と認める業務					
6	医療事故等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・2					
7	運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3					
	収入					
	管理経費					
	土地・建物等の無償貸与					
8	募集に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4					
	募集及び選定のスケジュール					
	募集及び選定手続き					
9	応募に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・5					
	応募資格					
	応募者の制限					
	提出書類					
	事業計画案					
	応募に係る費用負担					
	留意事項					

10	審査及び選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 選定方法 選定結果の通知及び公表
11	選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
12	評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	指定管理者としての適性
	管理運営計画の適格性
13	指定管理者の指定及び協定の締結・・・・・・・・・・・・・・ 7
	指定管理者の指定
	協定の締結
14	業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置・・・・・・・・8
	指定の辞退
	指定の取消し
15	協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
16	事務・業務の引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・8

1 指定管理者制度導入の趣旨

銚子市では、地方自治法第244条の2第3項に基づき、銚子市立病院(以下「市立病院」という。)の指定管理者を募集します。

指定管理者制度は、「民間事業者等独自のノウハウを最大限に活用することにより、利用者の多様なニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図ること」を目的としています。

また、利用料金制度を採ることで、創意工夫による効果的・効率的な運営努力を促し、利用者の増加を図るとともに運営経費の削減を図ることも重要な目的としています。

今回、指定管理者を募集する市立病院は、これまで二次救急機能を担ってきた病院であり、市民のセーフティーネットという観点から不可欠な機能を有しています。今後もこの救急医療の提供や地域医療ニーズへの対応など、公的医療機関としての役割を担うため、積極的な提案をお願いいたします。

なお、応募に当たっては、指定管理者制度の趣旨や市立病院の設置目的等を踏まえ、本要項に定めるもののほか、以下の法令、条例、規則等(以下「法令等」という。)をご確認のうえ、ご応募くださいますようお願いいたします。

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)

銚子市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年条例第21号。 以下「手続条例」という。)

銚子市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成16年規 則第25号。以下「手続規則」という。)

銚子市病院事業の設置等に関する条例(平成20年条例第46号。以下「条例」という。) 銚子市個人情報保護条例(平成15年条例第4号)

銚子市情報公開条例(平成10年条例第19号。以下「情報公開条例」という。) その他、施設の管理運営に適用される法令等

利用料金制度とは

公の施設の使用料(病院事業の場合、診療報酬等に当たります。)を指定管理者の収入とし、 それにより運営のための人件費、営業活動等を賄い、必要経費を超える収入については、指定管 理者の収益とする制度です。

利用料金の具体的金額については、関係法令及び市の条例等で規定する範囲内で指定管理者が 定め、市が承認します。

以下の文章中、太字ゴシック体で表記されている内容は、今回の主要な改正点です。

2 施設の名称等

名 称 銚子市立病院

病院名は、市立病院として市民に分かりやすく、かつ、指定管理者の責任 と信用も併せて表現できる名称について今後検討する。

所在地 銚子市前宿町597番地 (施設の概要については、仕様書に記載してあります。)

3 指定期間

診療開始の日()から平成27年3月31日まで 診療については、原則として平成21年9月までに開始するものとします。

4 管理の基準

診療日、休診日等は、提案に基づき協議により決定します。 なお、従来の診療日等は次のとおりです。

・ 診療日、診療時間等 診療日 月曜日から金曜日まで 診療時間 午前9時から正午まで 受付時間 午前8時30分から午前11時30分まで

・ 休診日 日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日までの日

5 指定管理者が行う業務の内容

内科、外科、整形外科、小児科の外来・入院診療業務

ただし、小児科の入院については、体制が整い次第運営することとします。

一般病床100床から150床程度を目安として運営することとします。なお、許可病床数223床が上限となります。

救急医療に関する業務(二次救急医療)

健康診断に関する業務

病院の施設及び設備の維持管理に関する業務

病院の利用に係る料金の収受に関する業務

手数料の徴収に関する業務

その他、市長が必要と認める業務

市民への情報提供機能、地域医療の質向上のための取組み、「銚子市地域防災計画」に基づく災害時の対応、市民の健康危機への対応等、詳細については提案に基づき別途協議します。

上記 から までの業務については、指定管理の期間内に段階的に実施することも可とします。

6 医療事故等への対応

医療事故等が発生した場合、指定管理者は患者等の救済を第一に行うとともに、ただち に市に連絡してください。事故等に関する対応は、指定管理者が責任を持って行ってくだ さい。指定管理者は、医療事故等賠償責任保険等に加入するなど、万全な体制を整えるものとします。

7 運営に関する事項

利用料金制を採用します。指定管理者は、指定管理者が行う業務の収入及び市が支払う 政策的医療交付金等をもって市立病院を運営します。

収入

診療報酬等の収入

政策的医療交付金

救急医療、小児医療等を政策的医療として位置付け、これらを実施するための費用 として交付金を支払います。また、精神科医療を行った場合は病床数に応じ、災害時 医療を実施した場合はその内容に応じて交付金の協議を行います。交付金の上限は、 地方交付税の算出方法を基礎として決定します。なお、交付金額は指定管理者との協 議によります。

政策的医療交付金算出方法(参考までに、金額は平成19年度基準で算出してあります。)

項目	内 容	金 額
1 救急医療	救急医療の実施 小児救急医療の実施	平成19年度特別交付税基準で算出 30,760,000円 救急病床の確保 25,300,000円 救急病床数等により金額が異なります。 小児救急医療 5,460,000円 平日夜間小児救急診療事業を市立総合病院に委託 して実施しました。
2 小児医療	小児医療の実施	小児医療病床 13,412,000円 (平成19年度特別交付税単価958千円×14床) 病床数により金額が異なります。
3 精神科医療	精神科医療の実施	協議によります。 (平成19年度1床当たり936千円)
4 災害時医療	災害時の被災地からの傷病者の受入れ、 医療従事者の派遣などの医療救護活動	協議によります。
交付金限度額		普通交付税で算出した額と特別交付税で算出した額の合計額を上限とします。 平成19年度の場合、153,611,000円が上限となります(精神科医療を除く。)。 内訳:普通交付税分 109,439,000円 (平成19年度普通交付税単価491千円×223床) 特別交付税分 44,172,000円 病床数等により金額が異なります。

手数料徴収委託料

市は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により徴収委託事務契約を指定管理者と締結し、指定管理者は証明書等交付に係る手数料を市に代って徴収し、市に納入することとします。市は、納入された手数料収入に相当する金額

を指定管理者に支払います。

手数料については、診療報酬等と異なり、直接指定管理者の収入とはなりませんが、市に納入された手数料と同額を支払います。

なお、手数料の額は条例第10条第1項の規定によりますが、指定管理者の提案により協議することも可能です。

管理経費

指定管理者は、指定管理者が行う上記 の収入をもって管理経費を賄うものとします。 損失は、指定管理者の責任によるものとし、市は損失の補填を行いません。

土地・建物等の無償貸与

市は、市立病院の土地、建物及び備品等を指定管理者に無償貸与します。ただし、目的外使用(売店、自動販売機等)に係る場所代については、市に支払うものとします。

8 募集に関する事項

募集及び選定のスケジュール

募集要項の配布 平成21年1月23日(金)~2月13日(金)

申込書等の受付 平成21年1月23日(金)~2月13日(金)

選定委員会による審査 平成21年2月23日(月) 審査結果の通知 平成21年2月下旬(予定)

仮協定の締結おおります。平成21年3月(予定)指定管理者の指定平成21年3月(予定)

基本協定の締結 平成21年4月(予定)

募集及び選定手続き

募集要項の配布(市のホームページにも掲載します(参考資料を除く。)。)

募集要項を次のとおり配布します(土日祝日を除く。)。

配布期間:平成21年1月23日(金)~2月13日(金)

配布場所:銚子市役所3階行政改革推進室

配布時間:8:30~17:15

施設見学

施設見学を希望される場合は、施設見学申込書(様式1)により、あらかじめFAXまたはE-mailでご連絡をお願いします。

参加人数:各団体5名以内とします。

申込書の受付

申込書を次のとおり受け付けます。

受付期間:平成21年1月23日(金)~2月13日(金)

(土日祝日を除く。)

受付時間:8:30~17:15

提出場所:銚子市役所3階行政改革推進室 提出方法:必ず提出場所に持参してください。

9 応募に関する事項

応募資格

次のいずれかに該当する法人

医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関(病院に限る。)の開設者(都道府県、市町村を除く。)

国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人のうち、医学部を設置しているもの

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条に規定する公立大学法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの

私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く 大学を設置しているもの

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を 開設しているもの

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定による 一般社団法人又は一般財団法人のうち、病院の運営を目的とするもの

医療法第39条第2項に規定する医療法人

応募者の制限

次に該当する法人は、応募者となることができません。

指定管理者の指定を請負とみなした場合に、法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含みます。)若しくは第180条の5第6項の規定に抵触することとなる場合の法人

施行令第167条の4の規定により本市における一般競争入札の参加を制限される 法人

当該団体の責めに帰すべき事由により、法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた後2年を経過していない法人

国税又は地方税を滞納している法人

応募書類提出期限の日(平成21年2月13日)において、本市の指名停止措置を 受けている者又は本市の指名停止措置要件に該当すると認められる者

その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

提出書類

応募書類は、正本1部、副本10部提出してください。

なお、提出書類は、原則として日本工業規格A4版とし、ファイル等に綴じて提出してください。

指定管理者指定申込書(様式2)

応募する法人に関する書類

ア 法人の事業概要が掲載された資料(パンフレット等)

(主要な医療機関の内容について、様式3に則って提出してください。)

- イ 法人の登記事項証明書
- ウ 応募資格を有していることを証する書類

- エ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- オ 法人の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれに相当する 書類
- カ 応募を行う日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- キ 直近3年度分の事業報告書又はこれに相当する書類
- ク 直近3年度分の貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ケ 事業計画案、収支予算書(様式4、様式5) 事業計画案、収支予算書入力済のCD-R(W)1枚
- コ 職員配置計画表(様式6)
- サ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立 事業計画案

事業計画案は様式4を使用し、平成21年度から26年度までの病院運営に対する提案、考え方を示してください。

応募に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は応募する法人の負担とします。

留意事項

提出された書類の内容変更及び書類の追加はできません(軽微な修正を除く。)。 追加資料の提出を依頼する場合があります。

提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

法人の提出する書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は応募者に帰属します。指定管理者の決定後、選定された応募書類の著作権は市に帰属し、選定されなかった応募書類の著作権は応募者に帰属します。

ただし、応募書類等は市において複写できるものとします。

選定された法人の応募内容については、原則として市が公表できるものとします 応募者が応募を辞退するときは、必ず市長に辞退届を提出してください。

10 審査及び選定に関する事項

選定方法

指定管理者の選定にあたっては、銚子市立病院指定管理者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、選定基準に基づき、応募者から提出された事業計画案等及び提案説明()により審査し、指定管理者に最もふさわしい法人(指定管理者候補者)を選定します。

提案説明

応募者による提案説明を行い、選定委員会が提案説明に対して、質問します。 提案説明は、30分以内とします。

提案説明の日時・場所については、各応募者に通知します。

提案説明には応募責任者も出席するものとします。

選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者に通知するとともに市のホームページ上において、次の内容について公表します。

応募者数

選定方法

評価項目及び配点

審杳結果

選定された法人の法人名、提案内容及び評価等

11 選定基準

事業計画案の内容が、利用対象者の平等な利用が図られるとともに市民の健康の保持を図るため、地域の医療機関等との連携に努め、政策的医療機能も含めた良質な医療を提供するものであること。

事業計画案に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

事業計画案の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること。

12 評価項目

具体的な評価項目は、次のとおりとします。

指定管理者としての適性

施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針 安定的な人的基盤や財政基盤 実績や経験など

管理運営計画の適格性

施設の設置目的の達成に向けた取組み

利用者の満足向上

指定管理業務に関する費用

健全な経営を維持するための創意工夫

人材の確保と定着

管理運営体制など

安全対策、危機管理体制など

13 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理者の指定

指定管理者の指定は、銚子市議会の議決を経て決定されます。選定した候補者を指定 管理者に指定する議案を議会に上程し、議決されれば市長が指定管理者候補者に対して 指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

協定の締結

市は、選定委員会の選定結果を基に決定した指定管理者候補者との協議成立後に仮協定を締結します。さらに、市議会の議決を経た後、市と指定管理者は、業務の内容及び

管理の基準に関する細目的事項等について、応募の際に提出した事業計画書及び書類審査、提案説明の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、基本協定を締結します。

14 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

指定の辞退

指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者(以下「指定管理者等」という。)が指定を辞退するときは、必ず市長に辞退届を提出してください。

指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者等が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。取消しとなった場合には、選定委員会において第2位に決定した応募者を指定管理者の候補として選定することとします(第2位の応募者について、同様の事態が発生した場合は、第3位以降の応募者について順次同様に取扱うこととします。)。

指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

指定管理者等の資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。

その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

15 協議

募集要項、仕様書に定めない事項については、指定管理者との協議により定めます。

16 事務・業務の引継ぎ

仮協定締結以降、業務開始に向けて、随時、指定管理者等との事務引継ぎを行っていき ます。

参考資料(市役所行政改革推進室で配布)

- 1 市立病院パンフレット
- 2 決算書(過去3年分)
- 3 決算説明資料(過去3年分)
- 4 決算審査における関係資料(過去3年分)
- 5 銚子市病院事業あり方検討委員会報告書
- 6 将来推計人口
- 7 施設基準等一覧
- 8 行政財産の目的外使用許可状況
- 9 実習生受入一覧(過去2年分)
- 10 関係条例
- 11 平面図
- 12 銚子市地域防災計画(抜粋)